



発行 東京都

目次

46

公 告

○平成二十七年財政援助団体等監査の結果に関する報告の公表……………（東京都監査委員）…一

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成27年財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成28年4月28日

- 東京都監査委員 山 加 朱 美
- 東京都監査委員 吉 倉 正 美
- 東京都監査委員 友 測 友 治
- 東京都監査委員 筆 谷 宗 治
- 東京都監査委員 岩 田 喜 美 枝

第1 監査の概要

1 監査の目的

財政援助団体等監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、都が補助金の交付等を行っている団体に対し、その事業が、補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかなどについて実施する監査である。

監査の対象となる団体は、①補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を行っている団体）、②出資団体（資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体）、③公の施設の指定管理者等である。あわせて、地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導監督が適切に行われているかについて監査を実施した。

2 監査実施団体

今回監査を実施した団体は、表1のとおり、補助金等交付団体等156団体及び出資団体9団体である。

なお、今回の選定に当たっては、特に補助金額の多い教育、福祉、医療関係を中心に、補助事業を幅広く選定するとともに、これまで監査未実施の団体を含めるなど、網羅性にも留意した。

（表3及び「第4 団体索引」参照）

（表1） 監査実施団体内訳

区 分	監査対象団体数	監査実施団体数	実施率 (%)
補助金等交付団体等	4,021	156	3.9
出 資 団 体	54	9	16.7
合 計	4,075	165	4.0

（注）公の施設の指定管理者のうち、出資団体でない団体は「補助金等交付団体等」に含めている。

3 監査期間

平成27年9月4日から平成28年2月4日まで

（ただし、三宅村、小笠原村及び小笠原島漁業協同組合については、平成27年5月に実施した。）

4 監査対象範囲
原則として、平成25年度及び平成26年度の事業を対象に実施した。

5 監査の観点
監査の主な観点は、表2のとおりである。

(表2) 主な観点

区分	団 体	所 管 局
補助金等 交付団体	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業等は、目的に沿って適正かつ効果的に執行されているか。 補助金等に係る会計経理等は、適正に行われているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業等に関する指導監督は、適切に行われているか。 補助金等交付の手続及び時期は、適切か。
出資団体	<ul style="list-style-type: none"> 団体は、出資目的に沿って適切に運営されているか。 事業は、費用対効果に配慮して適切に行われているか。 会計経理及び工事・財産の管理は、適正に行われているか。 団体が直面する経営課題や今後の事業へのリスク要因を適切に把握しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 団体に対する指導監督は、適切に行われているか。
公の施設の 指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> 公の施設の管理運営は、適正かつ効果的に行われているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営状況等を適切に把握・検証し、必要な対応を行っているか。

6 監査結果の概要

(1) 総括

今回の監査の結果、補助金の返還を求めべきものや会計経理及び事務処理については是正・改善すべきものが認められたので、21団体及び7局に対し、表3のとおり、56件の指摘及び2件の意見・要望を行った。
指摘金額は約2億7,295万円であり、そのうち、補助金の過大交付を指摘したものは、福祉保健局など4局及び10団体に対し、14件、約1,141万円である。

上記指摘事項及び意見・要望事項を除き、補助等の対象となった事業及び出資団体の事業は、その目的に沿っておおむね適切に執行されている。

(表3) 監査実施団体及び指摘事項等の件数

区分	指 摘 事 項			意見・要望 事項
	団体 及び局	局	計	
三宅村				
小笠原村				
小笠原島漁業協同組合 (※)				
学校法人90団体	2	2	4	
隅田川花火大会実行委員会				
公益社団法人東京都障害者スポーツ協会 (※)	1	3	5	
公益財団法人東京都道路整備保全公社 (※)				
社会福祉法人恩賜財団東京都同船保護会など5団体	3	3	3	
社会福祉法人東京家庭学校など38団体		6	7	
日本赤十字社など6団体		1	1	
公益財団法人東京観光財団		2	2	
職業訓練法人東京士建技術研修センター				
東京都職業能力開発協会				
東京都漁業協同組合連合会				
東京都商店街振興組合連合会				
東京都中小企業団体中央会				
東京都農業会議				
東京都多摩青果株式会社など3会社			2	
公益財団法人東京動物園協会 (※)	1		1	
公益社団法人東京都教職員互助会				
補助金等交付団体等 計 (156団体)	4	16	27	
公益財団法人東京都島しょ振興公社	3		3	
公立大学法人首都大学東京	4		4	
一般財団法人東京マラソン財団	5		5	
首都高速道路株式会社	2		2	
首都圏住宅供給公社 (※)	2	1	3	
公益財団法人東京都興産公社	3		3	
東京熱供給株式会社				
社会福祉法人東京都社会福祉事業団 (※)	5	2	7	
株式会社東京交通会館	1	1	2	
出 資 団 体 計 (9団体)	25	4	29	
合 計	29	20	56	2

(注1) (※)の団体については、「公の施設の指定管理者」の監査を実施した。
(注2) 補助金等交付団体等の団体数は1団体重複があるため計が一致しない。
(注3) 指摘事項…是正・改善を求めるもの
意見・要望事項…改善について検討を求めるもの

(2) 主な指摘事項等
指摘事項等58件を類型別に整理すると、表4のとおりである。

(表4) 件数内訳

類型	件数	主な内容
補助金交付事務	20件	○過大に交付された補助金の返還及び補助金交付事務の改善を求めるもの
経理・契約事務	25件	○適正な会計処理、経理・契約を行うことを求めるもの
財産・物品管理	7件	○財産・物品の適切な管理等を求めるもの
内部統制	4件	○適正な事務手続を求めるもの
その他	2件	
合計	58件	

<補助金交付事務>

○ 補助金交付申請に対する審査を適切に行うよう求めたもの

生活文化局

私立学校経常費補助金の審査において、局が法改正を把握していなかった事例があった。

生活文化局は、私立学校経常費補助金の特別補助として、家計急変による授業料減免補助を実施している。

家計急変の理由のうち、自己破産によるものについては、局は補助要件の確認書類として、破産法に基づく「破産宣告書」を例示していた。

平成17年の破産法改正に伴い、「破産宣告書」が廃止され、これに代わるものとして「破産手続開始決定書」が制定されている。

補助金申請に対する審査の状況を見たところ、学校法人が自己破産による家計急変として「破産手続開始決定書」を提出し、補助金申請をしたところ、局は破産法改正を把握しておらず、学校法人からの申請を取り下げさせていた事例があった。

そこで、局に対し、補助金申請に対する審査を適切に行うよう求めた。

<経理・契約事務>

○ 修繕対象を確認して工事を行うよう求めたもの

オリンピック・パラリンピック準備局

施設の改修工事を行うに当たり、設計図面等を十分に確認せず、不必要な修繕工事を行ったため、不経済支出が発生させた。

東京都障害者スポーツセンター施設の修繕については、大規模修繕はオリンピック・パラリンピック準備局が行い、小規模なものは、指定管理者である公益社団法人東京都障害者スポーツ協会が局に事前協議し、局の承認を得て行っている。局は、平成26年度にセンターの換気設備工事を行ったが、その際、前年度に協会が小規模修繕工事を行い更新したばかりの排気ファンを誤って交換していた。その結果、約83万円の不経済支出が発生している。

そこで、局に対し、設計図面等の十分な確認をするなど、修繕工事の対象を適切に確認し、工事を行うよう求めた。

<財産・物品管理>

○ 指定管理者に貸与したシステムを適切に管理していないもの

東京都住宅供給公社、都市整備局

指定管理業務を行うに当たり、貸与を受けている個人情報保有するシステムの使用承諾等の手続が適切に行われていなかった。

都市整備局は、都営住宅の管理を行うため、入居者の個人情報や所得情報などを保有する都営住宅総合管理システムを構築している。

また、局は、指定管理者である東京都住宅供給公社と協定を締結し、このシステムを公社に貸与し、業務を行わせている。

公社においてシステムの管理状況を見たところ、システム端末増設に係る申請やシステム端末未使用者の届出及び局の許可手続が適切に行われていない状況が認められた。

このシステムは、個人情報保有されているものであり、使用範囲は厳格に管理しなければならぬことから、局及び公社に対しシステムの利用に関する承諾等を適切に行い管理するよう求めた。

＜内部統制＞

○ 都営住宅の不適正使用への指導が確実に行われていないもの

東京都住宅供給公社

巡回点検を行って把握した都営住宅の不適正使用について、継続的な指導が行われておらず、是正・改善されていなかった。

東京都住宅供給公社は、都市整備局が定める手引等に基づき、都営住宅の不適正使用者に対する調査、指導及び是正を行っている。

公社の窓口センサーでは、不適正事例の確認・指導等を目的とした施設の点検を公社職員である巡回管理人に行わせている。巡回の結果は、指導票に不適正の有無、指導内容、「指導完了」や「継続指導」などの指導結果を記載し、窓口センサー所長の確認を得ることとしている。

巡回点検の状況について現地で見たところ、指導票に当初「継続指導」とされ、その後不適正事例はないと報告されていたにもかかわらず、一部是正されていない事例が認められた。

そこで、公社に対して、指導が継続的に行われるよう報告内容を適切に把握することを求めた。

三宅村

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、補助金の算定は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

(1) 監査対象団体 三宅村

(2) 監査対象局 オリソビック・バラソビック準備局、福祉保健局、産業労働局及び建設局

2 都との関係

都は、三宅村に対し、村の実施する事務事業の推進に資することを目的に、三宅造林地被害対策等の事業に対し、補助金交付等の財政援助を行っている。

補助金等の交付状況については、表1のとおり、交付している。

(表1) 補助金等の交付状況

(単位：千円)

年度	補助金等		内訳	
	件数	金額	件数	金額
平成25年度	77	1,326,593	43	356,816
平成26年度	70	1,355,165	37	274,154
			33	969,777
			1	1,081,010

(注) 千円未満を切り捨てて表記しており、内訳と一致しない。

第 3 監 査 の 範 囲 及 び 実 地 監 査 期 間

1 監 査 の 範 囲
平 成 2 5 年 度 (平 成 2 5 . 4 . 1 ~ 平 成 2 6 . 3 . 3 1) 及 び 平 成 2 6 年 度 (平 成 2 6 . 4 . 1 ~ 平 成 2 7 . 3 . 3 1) の 事 業 に つ い て 実 施 し た。

2 実 地 監 査 期 間
(1) オ リ ン ピ ッ ク ・ パ ラ リ ン ピ ッ ク 準 備 局、 福 祉 保 健 局、 産 業 労 働 局 及 び 建 設 局
平 成 2 7 年 5 月 1 1 日
(2) 三 宅 村
平 成 2 7 年 5 月 1 4 日 及 び 1 5 日

第 4 監 査 の 結 果
三 宅 村 が 行 っ て い る 表 2 の 補 助 対 象 事 業 等 に つ い て、 申 請 書、 決 定 通 知 書、 実 績 報 告 書 及 び 証 明 書 等 に よ り、 補 助 金 の 算 定 は 適 正 に 行 わ れ て い る か、 事 業 は 適 切 に 執 行 さ れ て い る か に つ い て 検 証 し た。
そ の 結 果、 補 助 金 の 算 定 は 適 正 に 行 わ れ て お り、 事 業 は 財 政 援 助 の 目 的 に 沿 っ て 適 切 に 執 行 さ れ て い る と 認 め ら れ る。

(表 2) 補 助 対 象 事 業 等 の 事 業 実 績

(単 位 : 千 円)

区 分	所 属 局 名 称	交 付 額		対 象 事 業 等 の 内 容
		平 成 25 年 度	平 成 26 年 度	
産 業 労 働 局	第 68 回 国 民 体 育 大 会 競 技 施 設 整 備 補 助 金	27,384	—	第 6 8 回 国 民 体 育 大 会 の 競 技 施 設 整 備 に 要 す る 経 費 (補 助 率 : 特 殊 競 技 1 0 / 1 0)
	ス ポー ツ 祭 東 京 2013 運 営 交 付 金	24,072	—	区 市 町 村 が 組 織 す る 実 行 委 員 会 の 競 技 会 準 備、 運 営 に 要 す る 経 費 (補 助 率 : 1 / 2 等)
	東 京 都 土 地 改 良 事 業 費 補 助	43,926	25,479	土 地 改 良 法 に 基 づ き 実 施 す る 土 地 改 良 等 を 事 業 に 要 す る 経 費 (補 助 率 : 国 5 . 5 / 1 0 : 都 2 / 1 0)
	山 村 ・ 離 島 振 興 施 設 整 備 事 業 (東 京 都 地 域 特 産 化 の 推 進 費 補 助)	14,806	0	農 業 者 等 が 組 織 す る 団 体 が 実 施 す る 山 村 ・ 離 島 振 興 施 設 整 備 に 対 し て、 町 村 が 行 う 補 助 事 業 に 要 す る 経 費 (補 助 率 : 3 / 4 以 内)
	島 し ょ 漁 業 振 興 施 設 整 備 事 業 費 補 助	11,025	32,889	町 村 が 行 う 島 し ょ 漁 業 振 興 施 設 整 備 事 業 に 要 す る 経 費 (補 助 率 : 3 / 4 以 内)
	東 京 都 シ ル バ ー 人 材 セ ン タ ー 事 業 補 助 金	10,297	10,297	区 市 町 村 毎 に 設 置 さ れ て い る シ ル バ ー 人 材 セ ン タ ー に 対 し、 区 市 町 村 が 補 助 に 要 す る 経 費 (補 助 率 : 1 / 2)
	三 宅 造 林 地 被 害 対 策 事 業 費 補 助	45,026	52,763	平 成 1 2 年 の 三 宅 島 噴 火 災 害 に 伴 う 二 次 災 害 対 策 事 業 に 要 す る 経 費 (補 助 率 : 1 0 / 1 0)
	へ き 地 医 療 運 営 費 等 補 助 金	29,135	29,874	離 島、 山 村 等 の 地 域 住 民 の 医 療 確 保 に 要 す る 経 費 (補 助 率 : 1 / 2)
	へ き 地 診 療 所 施 設 等 整 備 費 補 助 金	5,919	0	へ き 地 町 村 が 運 営 す る 診 療 所 等 に 係 る 施 設 等 の 整 備 に 要 す る 経 費 (補 助 率 : 3 / 4)
	へ き 地 診 療 所 医 療 機 器 整 備 費 補 助 金	11,812	421	へ き 地 町 村 が 運 営 す る 診 療 所 等 に 係 る 医 療 機 器 の 整 備 に 要 す る 経 費 (補 助 率 : 3 / 4)
福 祉 保 健 局				

小笠原村

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、補助金の算定は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

- 1 監査対象団体及び局
（1）監査対象団体 小笠原村
（2）監査対象局 環遊局、福祉保健局、産業労働局及び建設局

2 都との関係

都は、小笠原村に対し、村の実施する事務事業の推進に資することを目的に、簡易水道事業及びへき地医療運営費等の事業に対し、補助金交付等の財政援助を行っている。
補助金等の交付状況については、表1のとおり、交付している。

(表1) 補助金等の交付状況

(単位：千円)

年 度	補 助 金 等		内 訳			
	件数	金 額	補 助 金	負担金・交付金	件数	金 額
平成25年度	6.4	1,386,190	3.2	556,467	3.2	829,723
平成26年度	6.1	1,136,395	2.9	304,087	3.2	832,308

区分	所管局	名 称	交付額		対象事業等の内容
			平成25年度	平成26年度	
補助金	建設局	市町村土木補助事業補助金(道路事業(都市計画道路以外))	22,238	18,515	市町村が行う土木事業に要する経費(補助率：1/2等)
		障害者自立支援給付費都負担金	15,460	15,885	区中町村が支弁する自立支援給付費等の支給に要する経費
		児童手当等都負担金	11,642	10,895	児童手当法及び東京都児童育成手当に関する条例に基づく児童手当等給付金の給付に要する経費
負担金	福祉保健局	介護給付費都負担金	43,526	44,655	介護保険法に基づく介護給付及び予防給付に要する経費

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成25年度(平成25. 4. 1～平成26. 3. 31)及び平成26年度(平成26. 4. 1～平成27. 3. 31)の事業について実施した。

2 実地監査期間

(1) 環境局、福祉保健局、産業労働局及び建設局

平成27年5月11日

(2) 小笠原村

平成27年5月28日及び29日

第4 監査の結果

小笠原村が行っている表2の補助対象事業について、申請書、決定通知書、実績報告書及び証ひょう等により、補助金の算定は適正に行われているか、事業は適切に執行されているかについて検証した。
その結果、補助金の算定は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って適切に執行されていると認められる。

(表2) 補助対象事業等の事業実績

(単位：千円)

区分	所管局	名 称	交 付 額		対象事業等の内容
			平成25年度	平成26年度	
補助金	福祉保健局	廃棄物減量等推進費都補助金	2,843	-	島しょ町村が新規に実施する廃棄物減量推進事業及び廃棄物適正処理推進事業に要する経費(補助率：都基準額1/2)
		簡易水道事業等助成	428,776	158,928	市町村が行う簡易水道事業等の施設整備事業に要する経費(補助率：(都補助基本額×3/4)-(国庫補助基本額×1/2))
		へき地医療運営費等補助金	51,621	71,305	へき地専門医療確保事業等、離島、山村等の地域住民の医療確保事業(補助率：2/3等)
		市町村国民健康保険部費補助金	12,610	9,889	市町村の行う国民健康保険事業(補助率：1/2等)
		子供家庭支援区市町村包括補助事業	10,939	9,271	区市町村が地域の実情に応じ創意工夫を凝らして主体的に実施する子供家庭分野に係る事業に要する経費
		健康増進法等による健康増進事業に係る都補助金	7,127	7,064	医師等に栄養の改善等住民からの相談に対応する健康増進事業等市町村が行う事業(補助率：2/3等)
		地域福祉推進区市町村包括補助事業	4,435	4,435	区市町村が地域の実情に応じ創意工夫を凝らして主体的に実施する福祉・保健・医療の推進に係る事業に要する経費
		離島漁業再生支援事業費補助金	6,804	6,930	漁業集落が行う漁場の生産力向上等に要する総費(補助率：①再生支援事業：国1/2・都1/4、②再生支援推進事業：国1/1)
		小笠原農業基盤施設等維持補助助成金	3,650	2,450	都から村に移管した農道に係る維持管理に要する経費(2分の1に相当する額を5年分一括助成)
		建設局	東京都土木費補助金(道路事業(都市計画道路路以外))	9,374	12,629
負担金	福祉保健局	児童手当等都負担金	14,296	13,595	児童手当法及び東京都児童手当に関する条例に基づく児童手当等給付金の給付に要する経費
		介護給付費都負担金	5,601	5,089	介護保険法に基づく介護給付及び予防給付に要する経費
		国民健康保険保険料負担金	3,658	4,635	区市町村が国民健康保険法の規定に基づき一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れた金額
		高額医療費共同事業負担金	2,948	2,631	区市町村が国民健康保険法の規定に基づき国民健康保険管団体連合会に拠出した高額医療費共同事業拠出金額

小笠原島漁業協同組合

第1 監査の目的

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、補助金の算定は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

- (1) 監査対象団体 小笠原島漁業協同組合
- (2) 監査対象局 産業労働局及び港湾局

2 団体の概要

(1) 団体の概要

小笠原島漁業協同組合(以下「組合」という。)は、水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)に基づき昭和43年10月に設立された法人であり、組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能率を上げ、もって組合員の経済的社会的地位を高めることを目的として、組合員のために主として次の事業を行っている。

- ア 水産資源の管理及び水産動植物の増殖
- イ 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給及び共同利用に関する施設の設置
- ウ 組合員の漁獲物その他生産物の運搬、加工、保管又は販売

(2) 組織

組合は、事務所を小笠原村父島宇奥村に置き、非常勤役員8名(代表理事組合長1名、副組合長1名、理事4名、監事2名)及び職員11名で構成されている。

3 都との関係

(1) 補助事業

都は、組合が行う事業に対し、表1のとおり、補助金を交付している。

(表1) 補助金の交付状況等

(単位：円)

事業名	補助金額		対象事業等の内容	補助率	負担割合	
	平成25年度	平成26年度			国	都
小笠原漁業振興施設整備	165,709,000	86,940,000	小笠原の漁業振興を図るための施設整備費に対する補助	10/10	2/5	3/5
硫黄島関連漁業対策事業費補助金	173,400,000	33,016,000	自衛隊施設により漁業活動が制限されることに伴う損失を緩和するための施設整備費に対する補助	10/10	2/3	1/3
沖ノ島島漁業振興費補助金	72,312,953	73,926,345	沖ノ島島周辺海域における漁業操業経費に対する補助	10/10	—	10/10
漁村地域防災力強化事業	20,255,000	25,852,000	漁業共同利用施設の①耐震診断、②耐震化又は③耐震化困難施設の解体処理に要する経費に対する補助	4/5	—	4/5
合計	431,676,953	219,734,345		3/4	—	3/4

(2) 公の施設の管理運営

都は、組合に対して、東京都漁港管理条例(昭和42年東京都条例第47号)第15条の2に基づき、平成15年4月16日から、二見漁港における指定施設の利用等に関する管理を委託し、平成18年4月1日からは、指定管理者として管理運営を行わせている。なお、徴収した利用料を管理費に充当する利用料金制を採用しており、都は委託料等の経費の支出は行っていない。

第3 監査の範囲及び実施監査期間

1 監査の範囲

平成25年度及び平成26年度の補助事業等について実施した。

2 実施監査期間

- (1) 産業労働局及び港湾局 平成27年5月11日
- (2) 小笠原島漁業協同組合 平成27年5月29日

第4 監査の結果

1 補助対象事業の執行について

組合が行っている補助金等交付対象事業について、伝票及び証ひょう等により、補助金等の算定は適正に行われているか、事業は適切に執行されているかについて検証した。その結果、補助金等の算定は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って適切に執行されていると認められる。

2 公の施設の管理運営について

組合が行っている公の施設の管理運営について、総勘定元帳、伝票及び証ひょう等により、事業は適切に運営されているかについて検証した。その結果、事業は目的に沿って適切に運営されていると認められる。

第5 補助対象事業の概要

平成25年度及び平成26年度における補助事業の実績は、表2のとおりである。

(表2) 補助事業の実績等

(単位：円)

事業名	年度	事業実績等	補助対象額	補助金額
小笠原漁業振興施設整備	平成25年度	船員厚生施設の建設	165,709,000	165,709,000
	平成26年度	漁船修理施設の建設	86,940,000	86,940,000
硫黄島関連漁業対策事業費補助金	平成25年度	畜養施設的设计及び工事	173,400,000	173,400,000
	平成26年度	漁船係留ブーム設置及び上架用ワイプ子整備	33,016,000	33,016,000
沖ノ島漁業操業支援対策事業費補助金	平成25年度	用船によるカツオ、マグロ漁業操業支援	72,312,953	72,312,953
	平成26年度	用船によるカツオ、マグロ漁業操業支援	73,926,345	73,926,345
漁村地域防災力強化事業	平成25年度	老朽化した養殖施設の解体	27,007,300	20,255,000
	平成26年度	老朽化した養殖施設の解体	34,470,000	25,852,000

第6 公の施設の管理受託事業の概要

平成25年度及び平成26年度における公の施設の管理受託事業の主な実績は表3のとおりである。

(表3) 公の施設の管理受託事業の実績

施設名	指定期間	公の施設の管理運営
二見漁港岸壁外9施設	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで	
目的	公の施設の管理運営	
施設規模	1 岸壁	二見漁港岸壁
	2 棧橋	二見漁港棧橋 (1)
	3 船揚場	二見漁港棧橋 (2)
	4 泊地	二見漁港船揚場 (2号) 二見漁港護岸 (オイルブレス機) 前面泊地 二見漁港護岸 (保安署機) 前面泊地 二見漁港護岸 (赤間裏) 前面泊地 二見漁港護岸 (野村場前) 前面泊地 二見漁港内防波堤前面泊地
業務内容	1	施設の利用の受付及び案内に関する業務
	2	施設の維持管理及び修繕に関する業務
	3	施設の利用の届出の受理に関する業務
	4	施設の利用の許可に関する業務
	5	利用許可の取消し又は条件の変更に関する業務
	6	施設を利用する者から施設の利用に係る料金を收受する業務
	7	その他、知事が特に必要と認める業務
収入	平成25年度	平成26年度
漁港施設利用料	5,670,000円	5,567,760円
給料手当	5,040,000円	5,040,000円
印刷消耗品費・雑費	630,000円	527,760円
支出	合計	5,670,000円
	合計	5,567,760円

学校法人90団体

第1 監査の目的
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、補助金の算定は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

(1) 監査対象団体

私立学校の経常的経費を対象とした補助金等を交付している617団体のうち、学校法人90団体に対して実施した。

なお、今回監査対象とした補助金の交付状況は表1のとおりである。

(2) 監査対象局

生活文化局及び福祉保健局

(表1) 監査対象とした補助金の交付状況（平成27年5月1日現在）

(単位：百万円)

区分	補助金交付額	
	平成25年度	平成26年度
今回監査対象 (A)	36,830	35,971
全 体 (B)	146,342	143,955
比率 (A/B)	25.2%	25.0%

2 団体の概要

学校法人は、私立学校法（昭和24年法律第270号）により設立された法人であり、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、私立学校を設置し、運営している。
 今回、監査対象とした各団体が設置する補助対象学校（学校数：216）は、表2のとおりである。

(表2) 監査対象団体が設置する学校（補助対象学校のみ）（平成27年5月1日現在）

学校法人名	設置学校名				学校数
	高等学校	中学校	小学校、幼稚園等		
愛国学園	愛国高等学校	愛国中学校	愛国学園保育専門学校		3
青山学院	青山学院高等部	青山学院中等部	青山学院初等部 青山学院幼稚園		4
青英学院	—	サレジオ中学校	サレジオ小学校 目黒サレジオ幼稚園 足立サレジオ幼稚園 サレジオ工業高等専門学校		5
上野学園	上野学園高等学校	上野学園中学校	—		2
上野塾	東京高等学校 東京美業高等学校	—	—		2
大妻学院	大妻高等学校 大妻多摩高等学校	大妻中学校 大妻中野中学校	—		6
沖永学園	帝京八王子高等学校	帝京八王子中学校	帝京めぐみ幼稚園 帝京にしき幼稚園		4
科学技術学園	科学技術学園高等学校 (定時制・通信制)	—	—		2
神田女学園	神田女学園高等学校	神田女学園中学校	—		2
北豊島学園	北豊島高等学校 北豊島高等学校(通信制)	北豊島中学校	北豊島幼稚園 北豊島医療専門学校		5
共栄学園	共栄学園高等学校	共栄学園中学校	共栄幼稚園		3
曉星学園	曉星高等学校	曉星中学校	曉星小学校 曉星幼稚園		4
国本学園	国本女子高等学校	国本女子中学校	国本小学校 国本幼稚園		4
啓明学園	啓明学園高等学校	啓明学園中学校	啓明学園初等学校 啓明学園幼稚園		4
工学院大学	工学院大学附属高等学校	工学院大学附属中学校	—		2
攻玉社学園	攻玉社高等学校	攻玉社中学校	—		2
佼成学園	佼成学園高等学校 佼成学園女子高等学校	佼成学園中学校 佼成学園女子中学校	佼成学園幼稚園		5
国際基督教大学	国際基督教大学高等学校	—	—		1
駒澤学園	駒澤学園女子高等学校	駒澤学園女子中学校	こまざわ幼稚園		3
駒澤大学	駒澤大学高等学校	—	—		1
桜丘	桜丘高等学校	桜丘中学校	東京廣科衛生専門学校		3

学校法人名	設置学校名				学校数
	高等学校	中学校	小学校、幼稚園等		
芝学園	芝高等学校	芝中学校	—	—	2
渋谷教育学園	渋谷教育学園渋谷高等学校	渋谷教育学園渋谷中学校	渋谷幼稚園 プリティ・イン・東京 スクーール・イン・東京	—	4
自由ヶ丘学園	自由ヶ丘学園高等学校	—	—	—	1
自由学園	自由学園高等科	自由学園男子部中等科 自由学園女子部中等科	自由学園初等部 自由学園幼児生活団 幼稚園	—	5
修徳学園	修徳高等学校	修徳中学校	—	—	2
十文字学園	十文字高等学校	十文字中学校	—	—	2
淑徳学園	淑徳 S C 高等部	淑徳 S C 中等部	—	—	2
潤徳学園	潤徳女子高等学校	—	—	—	1
城北学園	城北高等学校	城北中学校	—	—	2
昭和一高学園	昭和第一高等学校	—	—	—	1
女子美術大学	女子美術大学付属 女高等学校	女子美術大学付属中学校	—	—	2
杉並学院	杉並学院高等学校	杉並学院中学校	—	—	2
聖心女子学院	聖心女子学院高等科	聖心女子学院中等科	聖心女子学院初等科 聖心女子専門学校 聖心インターナショナル スクーール	—	5
成徳学園	下北沢成徳高等学校	—	せいとく幼稚園	—	2
聖トミニコ学園	聖トミニコ高等学校	聖トミニコ中学校	聖トミニコ小学校 聖トミニコ幼稚園	—	4
星美学園	星美学園高等学校	星美学園中学校	星美学園小学校 星美学園幼稚園	—	4
大東文化学園	大東文化大学第一 高等学校	—	大東文化大学附属青桐 幼稚園	—	2
瀧野川女子学園	瀧野川女子学園高等学校	瀧野川女子学園中学校	—	—	2
帝京学園	帝京高等学校	帝京中学校	—	—	2
帝京大学	帝京大学高等学校	帝京大学中学校	帝京大学小学校 帝京幼稚園 帝京大学幼稚園	—	5

学校法人名	設置学校名				学校数
	高等学校	中学校	小学校、幼稚園等		
戸板学園	三田国際学園高等学校 (戸板女子高等学校)	三田国際学園中学校 (戸板中学校)	—	—	2
東亜学園	東亜学園高等学校	—	—	—	1
東京学園	東京学園高等学校	—	—	—	1
東京純心女子学園	東京純心女子高等学校	東京純心女子中学校	—	—	2
東京女子学園	東京女子学園高等学校	東京女子学園中学校	—	—	2
東京電機大学	東京電機大学高等学校	東京電機大学中学校	—	—	2
東星学園	東星学園高等学校	東星学園中学校	東星学園小学校 東星学園幼稚園	—	4
中野学園	明治大学付属中野 高等学校 明治大学付属中野八王子 高等学校	明治大学付属中野中学校 明治大学付属中野八王子 中学校	—	—	4
中村学園	中村高等学校	中村中学校	—	—	2
日本文華学園	文華女子高等学校	文華女子中学校	—	—	2
日本大学第二学園	日本大学第二高等学校	日本大学第二中学校	—	—	2
日本橋女学館	日本橋女学館高等学校	日本橋女学館中学校	—	—	2
根津育英会武蔵 学園	武蔵高等学校	武蔵中学校	—	—	2
富士見丘学園	富士見丘高等学校	富士見丘中学校	—	—	2
雙葉学園	雙葉高等学校	雙葉中学校	雙葉小学校 雙葉小学校附属幼稚園	—	4
普連土学園	普連土学園高等学校	普連土学園中学校	—	—	2
文化杉並学園	文化学園大学杉並 高等学校	文化学園大学杉並中学校	—	—	2
宝仙学園	宝仙学園高等学校	宝仙学園中学校	宝仙学園小学校 宝仙学園幼稚園	—	4
豊南学園	豊南高等学校	—	豊南幼稚園	—	2
保障教育財団	保障高等学校	—	—	—	1
武蔵野東学園	—	武蔵野東中学校	武蔵野東小学校 武蔵野東第一幼稚園 武蔵野東第二幼稚園 武蔵野東高等専修学校 (武蔵野東技能 高等専修学校)	—	5

学校法人名	設置学校名				学校数
	高等学校	中学校	小学校、幼稚園等		
村田学園	村田女子高等学校	村田女子中学校	—	—	2
明昭学園	岩倉高等学校	—	—	—	1
目白学園	目白研心高等学校	目白研心中学校	—	—	2
八雲学園	八雲学園高等学校	八雲学園中学校	—	—	2
和光学園	和光高等学校	和光中学校	和光小学校 和光鶴川小学校 和光幼稚園 和光鶴川幼稚園	—	6
早稲田高等学校	早稲田高等学校	早稲田中学校	—	—	2
早稲田大学	早稲田大学高等学院	早稲田大学高等学院 中等部	—	—	2
井上学園	—	—	東京多摩調理製菓 専門学校	—	1
愛輪学園	—	—	鹿浜愛育幼稚園	—	1
あぐり郷学園	—	—	こだま幼稚園	—	1
石鍋学園	—	—	石鍋幼稚園	—	1
金子学園	—	—	武蔵野幼稚園 和木武蔵野幼稚園	—	2
希望の庭学園	—	—	瑞穂のぞみ幼稚園	—	1
草木原学園	—	—	せいしん幼稚園	—	1
久山学園	—	—	青梅幼稚園	—	1
小泉学園	—	—	東京いずみ幼稚園	—	1
敷島学園	—	—	狭山ヶ丘学園 東京女子学院幼稚園 南台幼稚園	—	3
彰栄学園	—	—	彰栄幼稚園 彰栄保育福祉専門学校	—	2
聖コルベ学園	—	—	聖マリアンヌ幼稚園 聖母の騎士幼稚園	—	3
草刈学園	—	—	草苑幼稚園 草苑保育専門学校	—	2
東京あおい学園	—	—	あおい幼稚園	—	1

学校法人名	設置学校名				学校数
	高等学校	中学校	小学校、幼稚園等		
東京明日香学園	—	—	明日香幼稚園	—	1
新倉学園	—	—	神山幼稚園	—	1
花小金井学園	—	—	小平花小金井幼稚園	—	1
朋愛学園	—	—	朋愛幼稚園	—	1
八幡学園	—	—	やはた幼稚園 やはたみずのとう幼稚園	—	2
弥生台学園	—	—	弥生台幼稚園	—	1
和田実学園	—	—	目白幼稚園 東京教育専門学校	—	2

(注) 学校法人戸板学園及び学校法人武蔵野東京園の設置学校名括弧内は、平成26年度末の名称である。

3 都との関係
(1) 補助金の交付目的

都は、私立学校の教育条件の維持や向上、私立学校に在学する生徒、児童及び幼児に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高めるため、私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)及び東京都私立学校教育助成条例(昭和53年東京都条例第10号)に基づき、私立学校経常費補助金交付要綱等により、学校法人に対して補助金を交付している。

(2) 各補助金の概要

私立学校への補助金の大半を占めているのは、私立学校経常費補助金であり、一般補助及び特別補助からなっている。

一般補助とは、各学校の基礎教員(学級数、教職員数、生徒数等)に学校別単価、学級別単価、教職員別単価、生徒別単価等の各補助単価を乗じて算出した額に基づき交付するものである。

特別補助とは、各学校に対し、特定の目的のために補助を行うものであり、補助項目ごとの算定方法に基づき、個別に交付額を決定するものである。特別補助には、国際化推進補助、授業料減免制度に基づく補助、40人学級編制推進に係る補助、スクールカウンセラーの配置に対する補助及び預かり保育事業に係る補助(幼稚園)などがある。

また、私立学校経常費補助金等の経常費補助金以外に、私立高等学校都内生就学促進補助金や私立学校安全対策促進事業費補助金などの個別の要綱に基づき交付する補助金がある。

(3) 監査対象団体に対する補助金の交付額

今回、監査対象とした学校法人90団体に対する補助金別の交付額は、表3のとおり、平成25年度が368億3,033万9千円、平成26年度が359億7,165万9千円であり、学校法人別補助金交付額は、表4のとおりである。

(表3) 監査対象団体(90学校法人)に対する補助金別の交付額

(単位:円)

項目	平成25年度	平成26年度
私立学校経常費補助金(一般補助及び特別補助)	29,021,926,000	29,159,107,800
私立特別支援学校等経常費補助金	325,200,000	349,988,000
私立通信制高等学校経常費補助金	21,550,000	20,041,500
経常費補助金計(A)	29,368,686,000	29,529,137,300
私立幼稚園特別支援教育事業費補助	1,960,000	1,176,000
私立専修学校教育振興費補助	37,828,400	42,359,800
私立専修学校特別支援教育事業費補助	50,630,500	47,898,500
私立外国人学校教育運営費補助	7,003,700	7,464,000
産業・理科教育施設整備費補助	25,856,500	15,862,000
私立学校安全対策促進事業費補助	692,181,000	408,172,000
私立学校省エネ設備等導入等事業費補助	46,560,000	52,077,000
私立幼稚園等環境整備費補助	12,256,000	11,188,000
私立高等学校都内生就学促進補助	164,830,400	179,515,300
私立高等学校等就学支援金学校事務費補助	42,252,000	59,883,000
私立幼稚園預かり保育推進補助	30,360,000	41,840,000
私立学校運動場芝生化実証実験事業補助	14,173,000	0
私立学校運動場芝生化維持管理経費補助	504,000	238,000
私立専修学校教育環境整備費補助	1,088,600	1,235,200
私立高等学校等就学支援金	6,321,342,779	5,561,442,802
私立学校被災生徒等授業料等減免補助	8,214,000	7,387,000
私立学校等結核予防費補助金	4,610,765	4,783,894
その他補助金計(B)	7,461,651,644	6,442,522,496
合計(A)+(B)	36,830,337,644	35,971,659,796

(注) 私立学校等結核予防費補助金については、福祉保健局所管の補助金である。

(表4) 学校法人別補助金交付額

(単位：千円)

番号	学校法人名	平成25年度			平成26年度		
		経常費補助	その他補助	計	経常費補助	その他補助	計
1	養育学園	421,815	122,696	544,511	415,942	109,882	525,824
2	青山学院	780,070	154,424	934,494	787,399	120,703	908,103
3	青英学園	200,012	193,953	393,965	199,625	63,772	263,398
4	上野学園	320,016	67,127	387,143	313,630	68,573	382,204
5	上野塾	718,087	427,745	1,145,833	714,195	610,412	1,324,608
6	大妻学院	1,263,177	260,524	1,523,642	1,286,176	192,436	1,478,613
7	沖永学園	295,609	75,444	371,053	293,303	65,774	359,078
8	科学技術学園	198,102	297,145	495,248	193,666	269,013	462,680
9	神田女子学園	223,889	41,213	265,103	222,692	37,152	259,845
10	北豊島学園	303,230	58,606	361,836	300,232	73,079	373,312
11	共栄学園	395,235	133,587	528,823	408,421	124,563	532,985
12	暁星学園	487,669	64,260	551,929	488,984	46,799	535,783
13	国本学園	366,004	43,218	409,223	360,463	50,596	411,059
14	啓明学園	352,074	39,537	391,611	333,719	32,560	366,279
15	工学院大学	431,960	114,732	546,693	423,645	104,493	529,138
16	攻玉社学園	485,604	86,515	572,120	487,147	63,941	551,088
17	佼成学園	750,491	282,227	1,032,719	745,400	135,478	880,879
18	国際基督教大学	281,256	91,396	372,653	279,770	74,698	354,468
19	駒澤学園	301,303	58,021	359,324	299,605	51,488	351,093
20	駒澤大学	397,461	205,619	603,080	414,698	177,871	592,569
21	桜丘	423,188	139,637	562,825	425,787	121,801	547,589
22	芝学園	588,984	106,891	695,876	603,470	76,995	680,465
23	渋谷教育学園	429,495	78,382	507,877	443,659	58,875	502,535
24	自由ヶ丘学園	280,196	107,891	388,087	288,063	109,636	397,700
25	自由学園	377,173	33,280	410,454	375,990	26,358	402,349
26	徳徳学園	425,510	107,382	532,892	413,804	107,628	521,433
27	十文字学園	593,500	258,739	852,239	604,426	103,369	707,795
28	淑徳学園	156,058	20,327	176,385	172,803	29,056	201,860

(単位：千円)

番号	学校法人名	平成25年度			平成26年度		
		経常費補助	その他補助	計	経常費補助	その他補助	計
29	潤徳学園	284,083	64,772	348,855	287,246	87,923	375,170
30	城北学園	534,761	136,239	671,000	551,009	104,710	655,720
31	昭和第一高学園	299,235	140,895	440,131	305,813	136,238	442,051
32	女子美術大学	325,208	77,735	402,943	318,658	67,430	386,089
33	桜並学院	442,466	167,961	610,427	470,025	152,646	622,672
34	聖心女子学院	417,722	64,146	481,869	422,928	48,083	471,011
35	成徳学園	202,933	39,298	242,231	217,835	46,494	264,330
36	聖マリア学園	363,780	30,433	394,214	363,971	24,327	388,299
37	星美学園	486,225	41,036	530,262	473,559	43,191	516,750
38	大東文化学園	352,680	120,426	473,107	364,760	116,686	481,446
39	瀧野川女子学園	265,834	36,572	302,406	255,768	58,620	314,388
40	帝京学園	396,142	123,524	519,666	407,034	107,667	514,702
41	帝京大学	448,546	71,419	519,965	459,515	58,123	517,638
42	戸板学園	225,509	38,234	263,743	236,004	30,631	266,635
43	東亜学園高等学校	416,354	138,747	555,101	419,394	144,030	563,424
44	東京学園高等学校	238,586	73,129	311,715	191,010	62,549	253,559
45	東京純心女子学園	285,530	47,342	332,872	261,083	38,644	299,727
46	東京女子学園	308,855	53,823	362,678	302,552	42,502	345,054
47	東京電機大学	451,317	98,347	549,664	452,160	85,753	537,913
48	東星学園	295,463	18,409	313,872	298,757	18,198	316,956
49	中野学園	983,930	273,816	1,257,746	993,792	227,056	1,220,849
50	中村学園	299,758	48,766	348,524	300,088	45,665	345,754
51	日本文華学園	207,117	37,227	244,345	206,763	39,253	246,017
52	日本大学第二学園	656,776	172,969	829,746	652,947	129,292	782,239
53	日本橋女子館	268,079	45,289	313,369	258,719	44,477	303,196
54	根津育英会武蔵学園	297,242	110,422	407,664	293,190	47,114	340,304
55	富士見丘学園	318,043	50,194	368,237	307,617	40,704	348,322
56	雙葉学園	462,671	67,125	529,796	462,840	47,286	510,127
57	普連土学園	274,831	47,829	322,660	277,454	36,417	313,872

番号	学校法人名	平成25年度			平成26年度		
		経常費補助	その他補助	計	経常費補助	その他補助	計
58	文化形並学園	442,704	99,330	542,035	439,465	94,737	534,202
59	宝仙学園	563,773	77,322	641,095	571,553	72,030	643,584
60	豊南学園	280,589	84,933	365,522	298,080	92,234	390,314
61	保隣教育財団	378,091	113,233	491,324	385,744	106,263	492,007
62	武蔵野東学園	597,417	106,098	703,515	612,413	106,372	718,785
63	村田学園	255,152	53,647	308,800	245,773	58,470	304,243
64	明昭学園	440,222	133,901	574,124	457,289	152,472	609,762
65	日白学園	326,348	71,463	397,811	329,893	75,696	405,589
66	八雲学園	336,907	58,380	395,287	334,400	47,908	382,308
67	和光学園	653,351	96,007	749,359	651,517	84,664	736,181
68	早稲田高等学校	464,847	113,902	578,749	481,960	89,404	571,364
69	早稲田大学	459,179	183,168	642,347	460,305	148,586	608,892
70	井上学園	0	26,918	26,918	0	30,665	30,665
71	愛輪学園	44,003	1,917	45,920	44,663	2,639	47,302
72	あぐり郷学園	36,786	1,370	38,156	41,331	2,057	43,388
73	石鐘学園	41,656	710	42,366	41,968	1,540	43,508
74	金子学園	159,753	34,793	194,546	171,864	2,970	174,834
75	希望の庭学園	20,339	1,012	21,351	22,841	1,473	24,314
76	草木原学園	41,252	6,921	48,173	41,453	120	41,573
77	久山学園	20,270	120	20,390	19,728	320	20,048
78	小泉学園	56,556	4,523	61,179	56,415	2,846	59,261
79	敷島学園	118,413	62,306	180,719	119,481	2,160	121,641
80	彰栄学園	16,191	256	16,447	18,648	454	19,102
81	聖ヨルベ学園	110,061	3,598	113,659	106,464	3,413	109,877
82	草苑学園	18,598	3,045	21,643	19,856	1,504	21,360
83	東京あおい学園	42,581	916	43,497	41,755	3,274	45,029
84	東京明日香学園	43,506	1,542	45,048	47,589	2,623	50,212
85	新倉学園	55,293	3,427	58,720	55,659	4,401	60,060
86	花小金井学園	60,486	830	61,316	60,839	1,290	62,129

(単位：千円)

番号	学校法人名	平成25年度			平成26年度		
		経常費補助	その他補助	計	経常費補助	その他補助	計
87	朋愛学園	36,216	1,229	37,445	36,839	1,167	38,006
88	八幡学園	130,376	3,614	133,990	138,922	7,865	146,787
89	弥生台学園	49,013	1,420	50,433	52,032	2,040	54,072
90	和田実学園	11,835	128	11,964	12,151	118	12,270
合 計		29,368,686	7,461,651	36,830,337	29,529,137	6,442,522	35,971,659

(単位：千円)

(注) 千円未満を切り捨てているため、合計が一致しない場合がある。